

多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 17 日

多久市長 香 月 正 則

多久市条例第 30 号

多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 乳児等通園支援事業者は、多久市暴力団排除条例（平成 24 年多久市条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等に該当してはならない。

第 4 条 前条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく設備及び運営に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。